

改正

平成27年9月30日条例第26号

平成28年3月25日条例第18号

平成28年6月30日条例第32号

平成29年3月23日条例第12号

平成29年6月28日条例第26号

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例
知立市保育所保育料等徴収条例（平成20年知立市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育又は保育を受ける小学校就学前子どもの保護者が負担すべき費用（以下「通常保育料」という。）並びに知立市特別保育等の実施に関する条例（昭和62年知立市条例第5号。以下「特別保育等実施条例」という。）に基づき実施する延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育及び私的契約児保育に係る費用の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（通常保育料の徴収及び額）

第3条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において特定教育・保育を行ったときは、支給認定保護者から通常保育料を徴収する。

2 市長は、特定保育所が法附則第6条第1項の規定により市が支払う保育費用に係る保育を行ったときは、支給認定保護者から通常保育料を徴収する。

3 前2項に該当する場合を除き、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、法第65条の規定により市が費用を支弁する子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育を行ったときは、支給認定保護者から通常保育料を受けるものとする。

4 前3項に規定する通常保育料の額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

（延長保育料の徴収及び額）

第4条 市長は、特別保育等実施条例第2条に規定する延長保育を行ったときは、保護者から延長

保育料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる階層区分のうちA階層又はB階層に該当する世帯の保護者からは、延長保育料を徴収しない。

3 第1項に規定する延長保育料の額は、別表第3に定めるとおりとする。

(一時保育料の徴収及び額)

第5条 市長は、特別保育等実施条例第3条に規定する一時保育を行ったときは、保護者から一時保育料を徴収する。

2 前項に規定する一時保育料の額は、別表第4に定めるとおりとする。

(休日保育料の徴収及び額)

第6条 市長は、特別保育等実施条例第4条に規定する休日保育を行ったときは、保護者から休日保育料を徴収する。

2 前項に規定する休日保育料の額は、別表第5に定めるとおりとする。

(病児・病後児保育料の徴収及び額)

第7条 市長は、特別保育等実施条例第5条に規定する病児・病後児保育を行ったときは、保護者から病児・病後児保育料を徴収する。

2 前項に規定する病児・病後児保育料の額は、別表第6に定めるとおりとする。

(私的契約児保育料の徴収及び額)

第8条 市長は、特別保育等実施条例第6条に規定する私的契約児保育を行ったときは、保護者から私的契約児保育料を徴収する。

2 前項に規定する私的契約児保育料の額は、別表第2のD14階層に係る区分の上段に掲げる額とする。

3 保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を3人以上養育し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、前項の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第3番目以降の児童に係る私的契約児保育料の額は、前項に規定する私的契約児保育料の額から10,000円を減じて得た額とする。

(納入の通知)

第9条 市長は、第2条から前条までの規定により徴収する通常保育料、延長保育料、一時保育料、休日保育料、病児・病後児保育料又は私的契約児保育料（以下「通常保育料等」という。）の額を決定したときは、保護者に通知しなければならない。通常保育料等の額を変更したときも、同様とする。

(通常保育料等の納期限)

第10条 保護者は、通常保育料等を指定された期限までに納入しなければならない。

(通常保育料の減免)

第11条 市長は、生活の困窮、災害その他特別の理由により支給認定保護者が通常保育料を納入することが困難であると認めるときは、その金額の全部又は一部を減免することができる。

(過誤納保育料等の取扱い)

第12条 市長は、納付された通常保育料等に過納又は誤納があるときは、規則で定めるところにより当該過納又は誤納に係る金額を還付する。ただし、その還付を受けるべき者につき現に未納の通常保育料等がある場合には、当該過納又は誤納に係る金額をその者の未納に係る通常保育料等に充当することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行った保育に係る改正前の知立市保育所保育料等徴収条例第8条に規定する保育料等の徴収については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年9月30日条例第26号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、平成27年9月分以後の保育料について適用し、平成27年8月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月25日条例第18号)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、平成28年4月分以後の保育料について適用し、平成28年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年6月30日条例第32号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、平成28年4月分以後の保育料について適用し、平成28年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月23日条例第12号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月28日条例第26号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、平成29年4月分以後の保育料について適用し、平成29年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

通常保育料徴収基準額表（特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた場合）

階層区分		徴収基準月額
区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯	円 0
B	市町村民税が非課税の世帯若しくは均等割の額のみ課税されている世帯又は支給認定保護者が養育里親等である世帯	3,000
C 1	A 階層及び B 所得割の額が77,101円未満	14,100
C 2	階層を除き当 所得割の額が77,101円以上211,201円未満	20,500
C 3	該年度の市町 村民税が次の 区分に該当す る世帯 所得割の額が211,201円以上	25,700

備考

- 1 この表における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。）の額をいう。
- 2 この表における「養育里親等」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。
- 3 「当該年度」については、4月から8月までの間にあっては、「前年度」と読み替えるものとする。
- 4 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子（以下この項において「みなし寡婦」という。）又は同令第1条の2第2号に規定する男子（前年の所得が500万円以下であるものに限る。以下この項において「みなし寡夫」という。）に該当する場合には、当該保護者に係る市町村民税の額は、当該保護者からの申請に基づき、当該保護者を、当該保護者がみなし寡婦に該当する場合にあっては地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者と、当該保護者がみなし寡夫に該当する場合にあっては同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法の規定の例により計算する。
- 5 保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を3人以上養育し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第3番目以降の児童に係る徴収基準月額は、この表に定める額から10,000円を減じて得た額（その額が0円未満のときは、0円）とする。
- 6 B～C3階層に該当する世帯に負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が2人以上いる場合であって、次の表の第1欄に掲げる児童が支給認定子ども（特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けているものに限る。次項及び第8項において同じ。）であるときは、この表の規定にかかわらず、当該児童に係る徴収基準月額は、次の表の第2欄に定める額とする。

第1欄	第2欄
(1) 負担額算定基準子どものうち、最年長者	通常保育料徴収基準額表（特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた場合）に定める額
(2) 負担額算定基準子どもで前号に該当するもの以外のものうち、最年長者	通常保育料徴収基準額表（特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた場合）に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
(3) 負担額算定基準子どもで前2号に該当するもの以外のもの	0円

7 B～C1階層に該当する世帯に特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合であって、次の表の第1欄に掲げる者が支給認定子どもであるときは、この表の規定にかかわらず、当該者に係る徴収基準月額を、次の表の第2欄に定める額とする。

第1欄	第2欄
(1) 特定被監護者等のうち、最年長者	通常保育料徴収基準額表（特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた場合）に定める額
(2) 特定被監護者等で前号に該当するもの以外のものうち、最年長者	通常保育料徴収基準額表（特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた場合）に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、B階層に該当する世帯に属するものにあつては、0円とする。
(3) 特定被監護者等で前2号に該当するもの以外のもの	0円

の	
---	--

8 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次の表に掲げる階層に認定されたときは、当該児童に係る徴収基準月額、この表の規定にかかわらず、当該児童の保護者からの申請に基づき、それぞれ次の表に掲げる徴収基準月額（当該世帯に特定被監護者等が2人以上いる場合における当該特定被監護者等のうち最年長者以外の者（その者が支給認定子どもである場合に限る。）に係る徴収基準月額にあつては、0円）とすることができる。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯 生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に現に生活に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	徴収基準月額
B	円 0
C 1	3,000

9 備考第5項から前項までの規定のうち2以上に該当する場合は、当該規定のうちいずれか徴収基準月額が最も少なくなるものを適用するものとする。

別表第2（第3条関係）

通常保育料徴収基準額表（特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合）

階層区分		徴収基準月額（各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合）			
区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯又は支給認定保護者が里親である世帯	円 0	円 0	円 0	
		0	0	0	
B	市町村民税が非課税の世帯	1,600	1,100	1,100	
		1,400	1,000	1,000	
C	市町村民税均等割の額のみ課税されている世帯	7,400	5,200	5,200	
		6,300	4,500	4,500	
D 1	A階層からC階層まで	所得割の額が10,000円未満	8,000	5,900	5,900
		満	6,800	5,000	5,000
D 2	を除き当該年度の市町	所得割の額が10,000円以上48,600円未満	9,000	6,900	6,900
		村民税が次の区分に該当する世帯	7,700	5,900	5,900
D 3	村民税が次の区分に該当する世帯	所得割の額が48,600円以上58,200円未満	10,000	8,000	8,000
		満	8,500	6,800	6,800
D 4	当する世帯	所得割の額が58,200円以上67,900円未満	11,900	9,700	9,700
		満	10,100	8,300	8,300
D 5	当する世帯	所得割の額が67,900円以上77,600円未満	14,200	12,200	12,200
		満	12,100	10,400	10,400

D 6	所得割の額が77,600円以	18,400	15,800	15,600
	上87,300円未満	15,600	13,400	13,300
D 7	所得割の額が87,300円以	23,900	20,600	17,400
	上102,700円未満	20,900	17,600	14,800
D 8	所得割の額が102,700円	29,800	21,100	17,400
	以上119,800円未満	26,800	18,100	14,800
D 9	所得割の額が119,800円	37,100	21,500	18,200
	以上137,000円未満	34,100	18,500	15,500
D10	所得割の額が137,000円	41,900	21,500	18,400
	以上154,200円未満	38,900	18,500	15,600
D11	所得割の額が154,200円	43,900	21,700	18,800
	以上173,000円未満	40,900	18,700	16,000
D12	所得割の額が173,000円	44,600	22,100	19,000
	以上185,700円未満	41,600	19,100	16,100
D13	所得割の額が185,700円	45,600	22,400	19,600
	以上257,500円未満	42,600	19,400	16,600
D14	所得割の額が257,500円	46,000	22,400	19,600
	以上	43,000	19,400	16,600

備考

- 1 別表第1備考第1項、第3項及び第4項の規定は、この表について準用する。
- 2 この表における「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親をいう。
- 3 保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を3人以上養育し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第3番目以降の児童に係る徴収基準月額は、0円とする。
- 4 年齢は、当該年度の4月1日の満年齢とする。
- 5 B～D14階層に該当する世帯に負担額算定基準小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法施行令第14条第1号ロに規定する負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）

が2人以上いる場合であって、次の表の第1欄に掲げる児童が支給認定子ども（特定教育・保育（保育に限る。）又は特別利用保育を受けているものに限る。次項及び第7項において同じ。）であるときは、この表の規定にかかわらず、当該児童に係る徴収基準月額、次の表の第2欄に定める額とする。

第1欄	第2欄
(1) 負担額算定基準小学校就学前子どものうち、最年長者	通常保育料徴収基準額表（特定教育・保育（保育に限る。））、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合）に定める額
(2) 負担額算定基準小学校就学前子どもで前号に該当するもの以外のものうち、最年長者	通常保育料徴収基準額表（特定教育・保育（保育に限る。））、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合）に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
(3) 負担額算定基準小学校就学前子どもで前2号に該当するもの以外のもの	0円

6 B～D3階層に該当する世帯（D3階層にあつては、所得割の額が57,700円未満の世帯に限る。）に特定被監護者等が2人以上いる場合であって、次の表の第1欄に掲げる者が支給認定子どもであるときは、この表の規定にかかわらず、当該者に係る徴収基準月額は、次の表の第2欄に定める額とする。

第1欄	第2欄
(1) 特定被監護者等のうち、最年長者	通常保育料徴収基準額表（特定教育・保育（保育に限る。））、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合）に定める額

(2) 特定被監護者等で前号に該当するもの以外のものうち、最年長者	通常保育料徴収基準額表（特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合）に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、B階層に該当する世帯に属するものにあつては、0円とする。
(3) 特定被監護者等で前2号に該当するもの以外のもの	0円

7 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次の表に掲げる階層（D 5階層にあつては、所得割の額が77,101円未満の世帯に限る。）に認定されたときは、当該児童に係る徴収基準月額、この表の規定にかかわらず、当該児童の保護者からの申請に基づき、それぞれ次の表に掲げる徴収基準月額（当該世帯に特定被監護者等が2人以上いる場合における当該特定被監護者等のうち最年長者以外の者（その者が支給認定子どもである場合に限る。）に係る徴収基準月額にあつては、0円）とすることができる。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
- (2) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯 生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に現に生活に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	徴収基準月額（各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合）		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
B	円 0	円 0	円 0
	0	0	0
C～D 5	1,600	1,100	1,100
	1,400	1,000	1,000

- 8 備考第5項から前項までの規定のうち2以上に該当する場合は、当該規定のうちいずれか徴収基準月額が最も少なくなるものを適用するものとする。

別表第3（第4条関係）

延長保育料

延長保育の利用の申込みに係る承諾の種類	1人につき1日に必要な延長保育に係る保育時間30分当たりの額
1月を単位とした承諾	円 月額 500
1日を単位とした承諾	日額 100

別表第4（第5条関係）

一時保育料

区分	1人当たりの保育料（日額）
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯又は当該年度の市町村民税が非課税の世帯に属する児童	円 0

その他の世帯に属する児童	3歳未満児	1,800
	3歳児	850
	4歳以上児	750

備考 別表第1備考第1項、第3項及び第4項並びに別表第2備考第4項の規定は、この表について準用する。

別表第5（第6条関係）

休日保育料

区分	1人当たりの保育料（日額）
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯、当該年度の市町村民税が非課税の世帯又は支給認定保護者が里親である世帯に属する児童	円 0
その他の世帯に属する児童	1,600

備考 別表第1備考第1項、第3項及び第4項並びに別表第2備考第2項の規定は、この表について準用する。

別表第6（第7条関係）

病児・病後児保育料

区分	1人当たりの保育料（日額）
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯又は当該年度の市町村民税が非課税の世帯に属する児童	円 0
当該年度の市町村民税が課税されている世帯であって市	1,000

町村民税所得割の額が48,600円未満のものに属する児童	
その他の世帯に属する児童	2,000

備考 別表第1備考第1項、第3項及び第4項の規定は、この表について準用する。